

高花平小学校仮設校舎賃貸借 仕様書

1 設置場所

四日市市立高花平小学校 四日市市高花平二丁目 地内

都市計画区域区分：都市計画区域、市街化区域

用途地域：第1種中高層住居専用地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）

防火地域指定：なし

その他：法第22条地域

2 納入物件

仮設校舎 地上3階建て 約3,020㎡

仮設渡り廊下 平屋建て 約120㎡

仮設倉庫 4棟（プロパン庫含む）

詳細は、別添資料による。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年6月15日まで

①実施設計期間及び設置工事期間

契約締結の日から から 令和4年6月30日（申請手続き等を含む）

ただし、学校運営に支障がある什器等の移設及び設置並びに設備の切替えについては、令和4年7月1日から令和4年7月29日の期間に行うことも可とする。（夏季休業日等を含む学校運営に支障の無い期間に実施する）

②賃貸借期間

令和4年7月1日から 令和6年3月31日（21か月）

③撤去期間

令和6年4月1日から 令和6年6月15日（2.5か月）

4 目的

高花平小学校校舎改築工事に伴う代替校舎として使用するため、借り上げる。

5 業務内容

（1）仮設校舎の設計及び申請に関すること

①仮設校舎の設置場所、諸室配置及び外構整備等は別図による。別図を基に関係者と協議した上で、実施設計図面の作成を行うこと。

②地耐力は地質調査報告書により、確認すること。

③渡り廊下は、屋根付き開放型（W=2.8m、H=2.5m程度）とし、H=1.2m程度の腰壁を設け、床面は、コンクリート金コテ仕上げとする。建物と接続する部分は各建物のF.Lと、通路として横断する部分は現況地盤と、それぞれ段差無しで接続させること。また、屋内運動場との

接続部分は屋内運動場の底に重なるよう屋根高さを調整すること。

- ④実施設計図面の内容について、発注者の承諾を得た後に、仮設許可申請及び計画通知等の、申請及びその他の関係法令または条例等に基づく、申請を行うための書類作成及び申請業務を行うこと。
なお、本業務内において申請に必要となる手数料については、すべて受注者の負担とする。
- ⑤計画通知申請は、仮設校舎、渡り廊下及び倉庫の増築、倉庫の移設を対象とし、竣工後に完了検査を受けるものとする。
- ⑥設計にあたり、建築基準法、消防法及び条例等の関係法令を遵守すること。
- ⑦関係者と協議する中で、教室配置等に変更が生じた場合は、誠意を持って対応すること。
- ⑧寸法、仕様等について本仕様書及び計画図に示すもの以外はメーカー仕様とする。本仕様書に特記がない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準」「文部科学省 学校環境衛生基準」に準拠して行なうものとする。なお、これによりがたい場合は、打合せ等によって決定した事項が最優先とする。
- ⑨校舎間取り、学校備品の仕様及びレイアウトを考慮し、必要な設備や位置を検討すること。なお、仮設校舎内に設置する備品については、別紙「備品リスト」による。
- ⑩既設校舎解体工事及び校舎新設工事等の、別途工事に伴う影響を考慮すること。
- ⑪供用中は、切替工事の各段階においても関係法令に支障のない校舎とすること。

(2) 仮設校舎の設置に関すること

- ①敷地東側に工事用門扉を新設して（以下「東側門扉」という。）、工事用出入り口として使用すること。
- ②来賓用等駐車場が確保できるよう工程や工事エリアについて、学校関係者と十分に協議すること。
- ③工事期間中は、別紙のとおり工事エリア周囲に仮囲いを設置し、児童及び学校関係者等に安全な動線を確認すること。なお、詳細な位置等については、現場状況など必要に応じて打合せを行い決定する。
- ④工事車両等の出入がある時は、工事用出入り口に交通誘導員を配置し、安全に配慮すること。
- ⑤既設構造物、既設設備に損傷のないよう養生等を充分に行い実施すること。養生の方法や範囲については、施設管理者等と十分な打合せを行わなければならない。
- ⑥施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。指摘があった場合は、すみやかに片付け、清掃を行うこと。
- ⑦仮設校舎を設置する際のグラウンド内には、鉄板敷きをする等、既設構造物及び埋設配管等を傷めないようにすること。
- ⑧掘削、はつり、コア抜きを行う際は、隠蔽物（鉄筋、管等）を十分調査し破損しないように注意すること。
- ⑨騒音、振動を伴う作業日時については、十分に関係者との協議を行い、学校運営に支障の無いように日程調整を行うこと。
- ⑩設置工事着工予定については、学校関係者等と十分に協議すること。
- ⑪備品を既設校舎より移設する場合は、十分に学校関係者との協議を行い、日程については夏季休暇等の学校運営に支障の無い時期とすること。
- ⑫仮設渡り廊下と屋内運動場との接続を行うこと。なお、設置に支障となる屋外倉庫、樹木、鉄棒、

- バリカー、旗ポール、ネットフェンス、舗装、東側門扉等の構造物についても、撤去を行うこと。
- ⑬敷地東側の既設体育倉庫について、敷地内指定場所への移設及び復旧を行うこと（基礎共）。
 - ⑭運動場に敷設されているスプリンクラーの撤去、止水を行うこと。
 - ⑮校舎設置後、工事エリアとして利用していた場所については、現状復旧をすること。
 - ⑯既設校舎解体工事（別途工事）及び校舎新設工事（別途工事）があるため、各受注業者（以下、「本体工事関係者」という。）と協議しながら進めること。
 - ⑰別途工事や他工事がある場合、受注者間で打合せ又は工事関係者連絡会議等により、事前に取り合い、納まり、工程、工事区分などについて十分かつ密に調整のうえ、協力し円滑に進め目的を果たすこと。

※別途工事や他工事：既設校舎解体工事及び校舎新設工事

（ただし、別途工事や他工事は増えることもある為、施設管理者等へ随時確認を行うこと。）

- ⑱弁や遮断器等を適宜設け、断水、停電の影響が可能な限り少なくでき、操作が容易となるような設備を構築すること。
- ⑲高花平小学校は運営中の施設で公共性も高く、期間中であっても学校運営を優先することがある為、施設管理者等と十分に調整し、突然の事象に対応すること。
- ⑳仮設校舎等の設置及び解体に必要な上下水については、既存施設を無償にて使用できる。
- ㉑仮設校舎等の設置及び解体に必要な電力は受注者の負担とする（既存施設を使用できない）。
- ㉒校舎賃貸借期間においては、別紙のとおり南側に門扉を新設し、生徒用出入口として使用することができるように、整備を行うこと。また、東側門扉において、設置（撤去含む）工事により既存門扉を撤去した後、門扉の新設を行うこと。

（3）仮設校舎の賃貸借に関する事

- ①賃貸借期間における雨漏り、床の不陸等、構造に起因して生じた補修は、受注者において無償で行うこと。また、学校活動に影響がないよう、速やかに行うこと。
- ②借主の過失により、賃貸借物を破損した場合は、借主が補修する。ただし、賃貸借期間満了時に未補修部分がある場合は、その状態で返還することができる。
- ③発注者は、仮設物件の使用にあたって、使用期間中善良な管理者の注意をもって保管使用し、他に譲渡、転貸及び担保の目的に供してはならない。
- ④本賃貸借物件における、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税については、課税対象外とする。

（4）仮設校舎の撤去及び現状復旧に関する事

- ①使用期間終了後、仮設校舎、仮設渡り廊下等及びそれに伴う設備配管、仮設駐車場等を解体撤去する（仮設建築物の基礎、土中に埋設された配管、仮設駐車場における砕石を含む）。解体材については、速やかに敷地外に搬出し、関係法令に従い適切に処分を行うこと。
- ②仮設渡り廊下と屋内運動場との接続部分について、現状復旧を行うこと。ただし、現況が舗装されている部分の復旧については、砂利舗装（ $t=150$ ）程度で復旧することも可とする。
- ③移設した体育倉庫は撤去・処分すること。（基礎共）。
- ④既存と同程度（グラウンド用土 $t=100$ 程度）の仕様によりグラウンドを復旧すること。勾配調整及び転圧は念入りに行うこと。

6 学校関係者等に対する安全の確保

- (1) 工事にあたっては、賃貸借物件を設置する学校（以下「当該学校」という。）の児童、教職員等学校に出入りする者、近隣住民、通行者等全ての者に対し、安全を確保するとともに交通の妨げや公衆に迷惑とならない措置を講ずるものとする。また、騒音・振動及び飛砂・粉塵・泥土飛散等の工事起因による損害を与えない措置も講ずること。車両の通行が多くなると予測される場合は、事前に本市職員、学校と協議するとともに、近隣住民への周知を徹底すること。

7 官公署への手続き

- (1) 工事の建築基準法上の手続き（仮設建築物の許可申請、確認申請、その他許可申請関係）、消防への申請、「四日市市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」等の条例に基づく手続き、その他工事施工に伴う官公署への申請、完了届等は、受注者の負担にて作成し遅滞なく届出等を行うこと。
- (2) 上記各届出等の写一部を、各工事に着手する前に発注者に提出すること。
- (3) (1) に伴う法的に必要な設備等は本市設計図書に記載が無くても包含施工するものとする。
- (4) 電力、ガス、電話、通信等の事業者へ申請を行うこと。
- (5) 施工にあたり工事の各段階に必要な官公署やその他への申請または届出の種別・時期などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。
- (6) 検査機関と発注者の連絡調整、受検対応を行うと共に、検査時の指摘に対する是正を行うこと。

8 解体材及び発生材処理

契約の履行によって生じた廃材等は受注者の責任において当該学校内に放置することなく、速やかに、関係法令等に従い適切に処理すること。

9 協議

契約の履行に当たっては、当該学校並びに本体工事関係者等と十分に協議すること。なお、協議の結果については、軽微なものを除き、その内容を発注者に報告し指示をあおぐこと。

10 仮設校舎建設工事概要

- (1) 仮設校舎の仕様については、別図による。
- (2) 各仕様について、発注者の承認を受けた上で、同等のメーカー仕様に変更することができる。
- (3) 別図における寸法については、法令で定める範囲において、メーカー仕様による近似値とすることができる。

1 1 仮設校舎建設に係る消防設備

消防設備及びその数量等は所轄消防署と打ち合わせて決めること。

1 2 電気設備

(1) 受変電・幹線

- ①受電方式 3Φ3W 6600V
- ②仮設キュービクルの製作据付
- ③仮設校舎及び既設校舎（屋内運動場・プール等の付属施設を含む）の電気容量を満足すること
- ④仮設キュービクルへの引込工事を行う
- ⑤幹線の配管・配線。供給先は仮設キュービクルから仮設校舎分電盤・仮設校舎動力盤・既設屋内運動場（電灯）・既設プール（電灯・動力）等
- ⑥賃貸借期間の保安手数料は受注者の負担とする。

(2) 電灯

- ①分電盤・照明器具・スイッチ（センサー含む）・コンセント等の電灯設備の取付
- ②照明器具はLEDとする
- ③コンセントは2P15A×2を原則とし、取付場所や接続する機器に応じ、防雨形・接地極付・接地端子付き・フロア形・天井リレー引下型を使用すること
- ④分電盤・照明器具・スイッチ（センサー含む）・コンセント等に係わる配管及び配線
- ⑤単相電源機器へ配管・配線を行い電源供給すること
- ⑥タブレット充電箱用電源は単独回路とする

(3) 動力

- ①動力盤の取付
- ②三相電源機器（空調機器・給食受入室機器・エレベーター等）へ配管・配線を行い電源供給すること

(4) 構内交換設備

- ①電話主装置、FAX等の構内交換設備の設置
- ②電話主装置、FAX等に係わる配管・配線
- ③職員室、校長室、各教室等に電話機を設置、各機器への配管・配線・接続調整
- ④電話番号×3（アナログ×1 光×2）

(5) 構内情報通信網設備

- ①職員用校務系情報通信設備は、職員室内にNTT 光回線×1回線の引込工事を行い、ONU・L2SW・HUBの設置を行う。各種情報系に関わる機器類は既設校舎設置のものを活用し、情報モジュージャック等に係わる配管・配線作業を実施する。
- ②生徒用学習系情報通信設備は、CATV 光回線×1回線の引込工事を行い、ONU・ルーター・セキュリティアプライアンス・L2SW・PoESW・学習サーバ・無線AP・情報コンセント・タブレット充電保管庫・プロジェクター等の設置を行う。各種情報系に関わる機器類は既設校舎設置のもの

のを活用する。

尚、学習系情報通信設備は、職員室・普通教室・特別教室・特別支援教室・図書室・パソコン教室・体育館でのセキュリティを考慮した高速・同時多数接続利用が必要であるため光回線提供と合わせて、CATVを各教室までの情報系ケーブル配線作業を行う。

- ③三重県旅費端末の設置及び配管・配線（CATVテレビ共同受信系統）。
- ④既設校舎から移設した構内情報通信網設備を新校舎竣工後に再設置する。なお、移設時期の詳細については、打合せにより決定する。

(6) 情報表示設備

- ①既設屋内運動場外壁の大時計を仮設校舎外壁南側へ設置（既設屋内運動場外壁の補修含む）、電源の配管・配線
- ②各教室に壁掛け時計（電源は電池）を設置
- ③多目的トイレに呼出釦を設置し、職員室にて受信する
- ④警報盤5窓を職員室に設置（受変電故障、給水ポンプ故障など）
- ⑤警報盤・警報信号発信機器等に係わる配管・配線

(7) 拡声設備

- ①放送室にデスクアンプを設置し、屋内運動場及びプール付属棟を含めた校内放送設備を構築する
- ②プログラムチャイム・緊急地震速報端末を設置
- ③アンプ・スピーカー・アッテネーター・リモートマイク等の拡声設備の取付
- ④アンプ・スピーカー・アッテネーター・リモートマイク・プログラムチャイム・緊急地震速報端末・端子盤等に係わる配管・配線
- ⑤CATV緊急地震速報をプログラムチャイムに入力し全館放送可能とする
- ⑥優先順位は、緊急地震速報→緊急マイク→チャイム→ローカル放送とするが、事前に打合せを行い決定とする
- ⑦放送区分は打合せを行い決定した区分とする

(8) 誘導支援設備

- ①通用口にカラーカメラ付インターホン子機を設置し職員室にモニター付インターホン親機を設置する
- ②給食搬入室出入口にカラーカメラ付インターホン子機を設置し、休憩室にカラーモニタ付インターホン親機を設置する
- ③インターホン親機・インターホン子機に係わる配管・配線

(9) テレビ共同受信設備

- ①職員室、校長室にて視聴可能な器具の取付、配管・配線を行う（引込はCTY）

(10) 監視カメラ設備

- ①監視カメラ設備（モニター・録画装置・カメラ等）を必要箇所に設置する（配管配線含む）

(1 1) 防犯設備

- ①職員室及び校長室に熱線センサーを自営設備にて設置

(1 2) 自動火災報知設備

- ①消防法施行令別表第一「7項 小学校」の適用により自動火災報知設備を設置
- ②職員室にP型1級受信機を設置し、既設校舎（屋内運動場）も警戒範囲に含む
- ③ガス漏れ検知器が必要な場合、設置する
- ④消防検査後引越しまでの間の既設校舎と仮設校舎の火災受信機の相互移報を取る

(1 3) 接地設備

- ①必要な接地極を打設する
- ②機器・資材に必要な接地を行う

(1 4) 既設校舎と関連設備

- ①既設校舎（既設屋内運動場等）の運営に必要な上述設備の電源供給・通信確保・信号送受信を行う
- ②解体工事に伴い、解列が必要な場合は行う
- ③屋外渡り廊下にLED照明器具を設置

(1 5) 対象教室

- ①各設備の対象教室は諸元表を参照すること

(1 6) 材料

- ①賃貸借期間終了後、撤去となる電線・ケーブルはエコ電線・エコケーブルでなくてよい

1 3 機械設備（給水・消火・ガス設備等）

(1) 衛生

- ①節水型器具を使用し給水使用量の削減を図る。
- ②清掃等の維持管理の簡便性を考慮した衛生器具の選定をする。
- ③洗面器・化粧鏡は使用年齢を考慮し高さを調整する。
- ④便器陶器等の衛生器具については、未使用品とする。

(2) 給水

- ①給水方式は加圧給水ポンプ方式とし、学校運営や水栓器具の使用に支障がないこと。

(3) 排水

- ①放流先：敷地内既設污水枡を介し放流する。
- ②排水方式：建物内汚水・雑排水分流方式とし、屋外排水にて合流後、既設枡へ接続放流する。
給食受入室排水は、グリーストラップ（本体容量200L）を介し放流する。

(4) 給湯

- ①給湯熱源：プロパンガス
- ②給湯系統及び方式 対象箇所毎による個別局所方式（機器は高効率タイプ）とする。
- ③給湯対象室 給食受入室：ガス瞬間湯沸器（50号）による個別給湯方式とする。
上記以外：ガス瞬間湯沸器による個別給湯方式とする。諸元表参照。

(5) 消火

- ①消防法、同施行令、同施行規則によるほか、四日市市火災予防条例に基づき消火設備の設置をする。
- ②防火対象物の用途：消防法施行令別表第一「7項 小学校」を適用
- ③設置消火設備 パッケージ型屋内消火栓設備
消火器 ABC10型

(6) ガス

- ①ガス種：プロパンガス
- ②給食室等のガス器具へ供給する。
- ③維持管理が容易となるよう各所にバルブを設ける。

(7) 空気調和設備

1) 設計条件

	外気		室内	
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏期	34.7	56.1	28.0	50
冬期	1.5	60.9	19.0	40

熱負荷計算を行い、支障のない能力とする

2) 熱源設備

- ①電気式ヒートポンプ空調機（EHP）を採用する。
- ②高調波対策が必要な機器は対策を行う。

3) 空調方式及び対象室

- ①EHP空調機の発停はリモコンにて各室個別発停とする。対象室は諸元表参照。
- ②職員室に集中リモコンを設置する。
- ③室外機の設置場所は各階屋外部分とする。
- ④1階室外機には保護フェンスを上面・前面・側面等に設置し、直接手が室外機に触れられないよう配慮する。

4) 配管設備

- ①冷媒配管・ドレン配管工事をする。
- ②リモコン用配線、集中リモコン配線、室内外渡り連絡配線は機械設備工事とする。電源工事は電気工事とする。

(8) 換気

- ・各室に個別の機械換気方式を採用し、各室に対応した換気計画とする。
- ・換気方式は第3種換気とする。

1) 換気種別

- ①天井換気扇による換気設備を設置する。対象室は諸元表参照。
- ②シックハウス対策としての専用の24時間換気扇を設置する。対象室は諸元表参照。
- ③火気使用室の換気設備を設置する。対象室は諸元表参照。

2) 必要換気量

- ①居室の換気量：1人あたり30m³/h又は学校環境衛生基準による。
- ②シックハウス対応の換気量（24時間換気）：換気回数0.3回/h以上
- ③その他付室等の換気
便所：10回/h 便所以外：5回/h

3) 火気使用室の換気量

- ①厨房等のガスを使用する箇所の換気を対象とする。
- ②換気方式は第1種換気とする。

$$\text{必要換気量 (m}^3/\text{h)} = 40 \times K \times Q$$

K : 使用燃料の理論廃ガス量 (0.93m³/kWh)

Q : 燃料消費量 (kW)

- ③火気使用の換気量は上記の換気量及び排気フードの面風速(0.3m/s)の大きい換気量とする。

(9) 昇降機

給食配膳用エレベーター設置 (積載質量 300kg)

以下の機能を備えること

到着アナウンス

ハンズフリーインターホン

デジタル表示 (階数・上昇・下降)

インバータ制御

(10) 既設校舎と関連設備

- ①残置校舎 (既設体育館等) の運営に必要な機械設備の構築を行う
- ②解体工事に伴い、解列が必要な場合は行うこと。
- ③グラウンドに散水栓 (ホースリール及び散水ノズル含む) を1ヶ所設置すること。設置する散水栓は口径13φ以上とし、仮設校舎の下部となる既設スプリンクラーの代用となる為グラウンド全体を散水できるものとする。なお、設置場所については打合せにより決定するものとする。

1.4 上下水処理

- (1) 雨水は、敷地内の既設雨水排水設備に接続すること。
- (2) 雑排水は、敷地内の既設下水排水設備に接続すること。
- (3) 汚水は、敷地内の既設下水排水設備に接続すること。

(4) 埋設管とし動線を確保すること。

1.5 化学物質の測定

(1) 指定する居室の「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の測定を行い、報告書を作成する。なお、設置完了時に測定し、測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、原因の究明・適正な改善方法の報告及び改善のうえ、再測定を行う。

(2) 検査対象箇所：教室各階一室及び給食室（計4か所）

(3) 測定時期：校舎設置完了時

(4) 判定基準

検査項目	判定基準（25℃の場合：下記の数値以下とする）
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

・測定方法：パッシブ型採取機器により行う。

1.6 入札後提出書類

以下の書類を発注者の指示する日までに発注者へ提出すること。なお、当該書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに発注者へ連絡し、変更の書類を提出すること。

- (1) 工事範囲内の現場仮設計画図・切替ステップ図
- (2) 仮設建築物の許可申請に基づく書類（官公署への届出の副本を含む）
- (3) 建築基準法に基づく建築確認済証及び検査済証（消防法に基づく届出も含む）
- (4) 工事中の写真（隠蔽部分を含む）
- (5) 完成写真
- (6) 主任技術者届、現場代理人届
- (7) 施工体系図
- (8) 施工体制台帳
- (9) 実施工程表
- (10) 耐圧・リレー試験結果表
- (11) 絶縁抵抗測定結果表
- (12) 接地抵抗測定結果表
- (13) 電界測定結果表
- (14) 照度測定結果表

- (15) 通水・満水試験結果表
- (16) 各種配管水圧試験結果表
- (17) 空調能力測定結果表
- (18) ガス設備気密試験及び点火
- (19) 設計図面 A4折り 製本 2部
- (20) 設計検討報告書 A4パイプ式ファイル 1部
- (21) 電子納品（設計図面・写真・設計検討報告書等） 1部
- (22) その他発注者が必要と認めるもの

1.7 検査

- (1) 受注者は、物件の設置及び撤去完了後に発注者の検査を受けなければならない。その際に物件の瑕疵等の指摘を受けた時は、速やかに修理又は取替等を行うこと。なお物件の賃貸借期間開始までに、修理又は取替等を行い、発注者へ引き渡すこと。

1.8 仮設校舎の維持管理

- (1) 賃貸期間中、関係法令に基づいた保守、安心安全に使用できる為に必要な保守を行うこと。
- (2) 受注者は賃貸借期間中、自らを被保険者とした損害保険（賃貸借対象設備に付保する動産総合保険をいう）に加入する。
- (3) 本建物賃貸期間中は、建物保守・管理のための緊急連絡体制を確立し、連絡可能な体制とすること。
- (4) 仮設建築物の消防法に定める消防設備の機器点検及び総合点検を実施し報告書を提出のこと。
また、消防法に限らず関係法令に基づき実施した点検、届出は報告書を提出すること。
- (5) 受注者は、1年に2回（冷暖房時期前）全ての室内機のフィルター清掃を行うこと。
（初年度は暖房前の1回）
- (6) 仮設校舎北側東側の仮設駐車場においては、賃貸借期間中に2回の補修を行うこと。また、補修時期については、学校関係者と協議をすること。仕様については、碎石の充填、不陸整正および転圧とする。

1.9 その他

- (1) 物件の設置及び撤去は、指定する期日までに終えること。
- (2) 電話やネットワークの引込等、十分に打合せを行ったのち、使用可能な状態にすること。それに必要とした経費は受注者の負担とする。

- (3) カーテン等通常の使用において破損しやすいものは、消耗品として扱い、損害賠償の対象とならないものとする。
- (4) 受注者は、設置した賃貸借物件について、定期的に点検を行い使用に支障がないように努めること。また異常が発見された場合は、受注者の負担において修繕すること。
- (5) 各種部材・設備の劣化等による破損及び故障等が生じた場合は、受注者の負担において修繕すること。(発注者または施設利用者に過失がある場合を除き、受注者の負担とすること。)
- (6) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守すること。点検も受注者負担の上実施し、報告書を作成すること。
- (7) 建設及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- (8) 存置する既存校舎、屋内運動場も含めて、仮設校舎使用時に必要な設備等に不備のないように進めること。
- (9) 本契約にて設置したもの(埋設物も含む)は、特記がない限り撤去期間に撤去すること。
- (10) 工事の施工に関し、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害を賠償すること。
- (11) 自社において建築設計を行い、かつ自社の仮設部材を用いて、主要構造部の施工を行うこと。
- (12) 本仕様書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも必要なすべての情報を網羅するものではない。受注者は、発注者との打ち合わせ等によって示された情報をもとに、計画的なスケジュールを立案し、責任を持って実施設計、設置、撤去を行い、適切に遂行し完了させること。
- (13) 完成図書や現場調査等により既施設の設計思想を十分理解すること。また、現場、現物、現実を十分理解し確認した上で実施設計、設置、撤去を行わなければならない。
- (14) 提出書類の作成にあたっては、現場、現物、現実を確認し記載内容と齟齬が無いこと。また、発注者が容易に確認できるよう、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。指摘があった場合はすみやかに訂正し提出すること。また、本仕様書に記載のない書類についても、依頼があった場合は協力し作成すること。
- (15) 取扱説明は、使用者が理解できるよう取扱説明書を作成し、説明会を実施すること。

(16) 既存設備などの保守・点検の障害にならないようにすること。

(17) 学校関係者及び工事関係者の動線に配慮し設置すること。

(18) この仕様書に定めるもののほか、業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、その都度協議し、定めるものとする。

20 契約金額の支払い条件

令和3年度 ￥0-

令和4年度 設置工事完了時点（法定検査を含む）

契約金額の71.9916%以内

当該年度における業務の履行完了を市が確認した時

契約金額の5.0629%以内

令和5年度 賃貸借期間満了時

契約金額の6.7504%以内

令和6年度 契約期間満了時

未払い契約金額

(いずれも税抜き価格を千円未満切り捨てで算出する)

21 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

22 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

23 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。